

# あさらの風

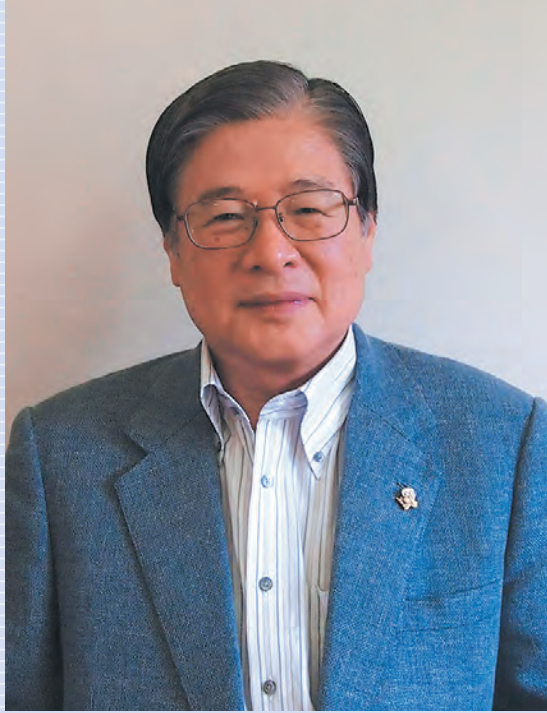


# あさくらの風

甘木朝倉法人会 会長ご挨拶 .....	2
消費税法令の改正等のお知らせ .....	3~4
租税教室 .....	5
— 知ってほしい! 租税の必要性和役割 —	
租税教育活動といちごプロジェクトの取組み .....	6
税に関する絵はがきコンクール優秀作品 .....	7
租税教室を受講した小学6年生の感想 .....	8
守りたい! 子供たちの生命と安全 .....	9
•飛び出し人形の贈呈 •防犯ブザーの贈呈 •緑のカーテンの設置	
委員会・各支部の活動 .....	10
— 環境問題にも取り組んでいます! —	
誤って印紙税を納付した場合、返してもらえるの? .....	11
~経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答~ 税理士・行政書士 山端 美徳	
二宮尊徳に学ぶ .....	13
富田 英壽	
リフレッシュしましょう .....	14
~健康と音楽~ 甘木朝倉法人会 会員 澤田 美津子	



(写真提供) 江上義幸 氏



# ご挨拶

## 会長 田口 和博

平成25年度の日本経済は、24年暮れにスタートした安倍政権の経済政策「アベノミクス」による持続的な景気回復傾向と、消費税増税前の駆け込み需要が相まって、上向き基調で推移しました。

足元の経済情勢は、4月の消費税率引き上げの影響も概ね想定範囲に留まっている状況下ではありますが、中小企業の景況感は依然として厳しい状況が続いており、会員の皆様におかれましても、何かとご苦勞も多い事かと思えます。

さて、6月24日、政府は新しい成長戦略と「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」を決定しました。また、政府税制調査会も6月27日に法人税改革に関する報告書を承認し、今後の法人税改革にかかる提言を取りまとめました。

安倍首相の「三本の矢」の一つである「成長戦略」は、骨太の方針で示された法人税改革や「岩盤規制」の改革によって、いよいよ本格的な実行段階に入ります。政府は、数年で法人実効税率を現在の約35%から20%台まで引き下げる方針を明らかにしました。引き下げは、来年度から開始されます。

法人税改革に関する報告書においては、日本の立地競争力を高め、我が国企業の競争力を強化するためには、法人税率を引き下げる必要があることが強調されています。課税ベースを拡大し、税率を引き下げること、法人課税を“広く薄く”負担を求める構造に変えていくことにも言及されています。

報道によれば、政府は実行税率の目標をドイツの29.55%を目指しているとのことですが、更なる競争力向上のためには、イギリス、韓国、中国なみの実効税率24%を目指して実現するよう、法人会としても法人税の減税を強く訴えていかなければならないと考えています。

今夏の（6～8月）の西日本（近畿、中四国、九州）の平均気温は平年より0.3度低く、2003年以来11年ぶりの冷夏となりました。

また、九州北部の8月の降雨量は平年の2.1倍となり、統計が残る1946年以降最多を記録しましたが、逆に、日照時間は平年の43%で、過去2番目の少なさでした。

天候不良が続いた夏が終わり、秋の気配を少しずつ感じるようになりました。くれぐれも体調にはお気をつけいただきとともに、会員の皆様の益々の事業の御繁栄をお祈り申し上げます。

### 公益社団法人 甘木朝倉法人会の目的及び事業

#### （目的）

この法人は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

#### （事業）

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 税知識の普及と納税意識の高揚を目的とする事業
- (2) 税制の調査研究及び提言に関する事業
- (3) 地域企業の健全な発展に貢献することを目的とする事業
- (4) 地域社会に貢献することを目的とする事業
- (5) 会員の交流を図るための事業
- (6) 会員の福利厚生のための事業
- (7) その他この法人の目的達成に必要な事業

# 消費税法令の改正等のお知らせ 平成26年4月 税務署

平成26年3月に消費税法施行令等の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

## 簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

### 【改正の概要】

簡易課税制度のみなし仕入率が、次のとおり改正されました。

- ・金融業及び保険業が、第四種事業から第五種事業へ（みなし仕入率 60%⇒50%）
- ・不動産業が、第五種事業から新たに設けられた第六種事業へ（みなし仕入率 50%⇒40%）

事業の種類		みなし仕入率 【改正前】	みなし仕入率 【改正後】
卸売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者販売する事業をいいます。	90% (第一種)	90% (第一種)
小売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、消費者に販売する事業をいいます。 なお、製造小売業は第三種事業になります。	80% (第二種)	80% (第二種)
製造業等	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、製造小売業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業をいいます。 なお、加工賃等の料金を受け取って役務を提供する事業は第四種事業になります。	70% (第三種)	70% (第三種)
その他事業	飲食店業、その他の事業	60% (第四種)	60% (第四種)
	金融業及び保険業		50% (第五種)
サービス業等	運輸通信業、サービス業（飲食店業を除く）	50% (第五種)	50% (第五種)
	不動産業		40% (第六種)

## 平成26年4月1日から消費税（地方消費税を含む）の税率は8%です

### ○ 平成26年4月1日から消費税（地方消費税を含む）の税率は8%です

平成26年4月1日を含む課税期間の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには…

帳簿等において、課税取引を適用税率ごとに区分しておく必要があります。

- ※ 平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。
- ※ 消費税率の引上げを含む消費税法の改正内容については、国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」をご覧ください。

### ○ 総額表示義務の特例が設けられています

消費者向けの価格表示については、税込価格を表示（総額表示）することが義務付けられていますが、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間は、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じている場合に限り、税込価格を表示しなくてもよいとする特例が設けられています。

なお、消費者への利便性に配慮する観点から、平成29年3月31日までの間であっても、当該特例により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに税込価格を表示するよう努めなければならないこととされています。

詳しくは、[国税庁ホームページ](#)をご覧ください。

[WWW.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

国税庁

検索

# 消費税価格転嫁等 総合相談センター



消費税価格転嫁等総合相談センターは  
内閣府が設置している政府共通の  
相談窓口です。

センターでは次のような相談を受け付けます。

- 転嫁に関する問い合わせ ● 広告・宣伝に関する問い合わせ
- 消費税の総額表示に関する問い合わせ ● 便乗値上げに関する問い合わせ
- センターでは、このような相談に関して、法令等の考え方を回答するほか転嫁拒否など消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある行為については、相談者の御意向により、センターから担当省庁へ通知します。

※消費税改正の内容に関して、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

御相談は専用ダイヤル又はHP上の専用フォームを御利用下さい。

## 専用ダイヤル：0570-200-123

【受付時間】平日 9：00～17：00（平成26年3月・4月は土曜日も受付）

※お住まいの地域に応じた通話料金がかかります。実際にかかる金額は音声ガイダンスで御案内しております。

URL

(24時間受付)

<http://www.tenkasoudan.go.jp>



お問  
合わせ先  
[一覧]

転嫁拒否等の行為の是正、転嫁カルテル・表示カルテルに関する問い合わせ先

公正取引委員会取引企画課 **03-3581-5471** (代表)

転嫁を阻害する表示の是正に関する問い合わせ先

消費者庁表示対策課 **03-3507-8800** (代表)

消費税の総額表示義務の特例に関する問い合わせ先

財務省主税局税制第二課 **03-3581-4111** (代表)

便乗値上げに関する問い合わせ先

消費者庁消費生活情報課 **03-3507-9196**

# 租税教室

## — 知ってほしい! 租税の必要性と役割 —

私たち青年部会は、法人会会員とその後継者など50歳以下の部会員90余名で組織され、税務知識の向上と普及、地域社会への貢献、企業経営の健全な発展を目標に、租税教育や研修会等の事業などの活動を行っています。

中でも「租税教室」は事業の中軸とも言えるもので、税務署の方や法人会研修委員会、女性部会などとの協力のもと、甘木朝倉地域の小学校に出向き6年生の児童を対象に部会員自らが先生役を務め、税金の意義と役割について授業を行っています。

授業内容は、児童たちにも親しみが深い「消費税」の話を取りかかりに、税金のない社会のアニメビデオを観せたり、簡単な税金のクイズなどを交え、税金がどのように使われ自分たちの暮らしとどう関わっているかを知ってもらうことを中心に行っており、次の世代を担う児童たちに「税」について親しみ正しく理解していただくことで、「税」への関心を高めることを目的としています。

授業の45分間では税や授業の専門家ではない私たちはなかなか伝えきれないことも多いのですが、講師育成の研修に参加するなど内容を充実するとともに、地域の大人として難しいと思われがちな「税」の話を親しみやすく感じてもらえればと考え先生役を務めています。

また、本年度は租税教室を先生役とアシスタントの2名体制で授業を行う計画をしており、今後につながる新たな講師の育成と授業の質の向上を目指しています。

このような事業を通じ、私たち会員企業の基盤となる地域への貢献はもとより、部会委員の自己啓発にも繋がるよう努力しています。



# 租税教育活動といちごプロジェクトの取組み

7月、夏休みに入った暑い日、租税教室活動で『くるくるコドラ』の紙芝居を持って学童保育教室に行きました。

「これ何?」「どうすると?」と小道具を触っているような声が聞こえてきます。先生の「みんな座って!」の声で教室の中は静かになりました。

私たち役員の自己紹介の後、「みなさん、“税金”って言葉聞いたことがありますか?」という問いに、「ない」とか「あるかも」の返事のもと、「消費税!」という言葉が出てきました。「よう知つとるね、そうみなさんがお菓子やアイスを買うときに、ちゃんと消費税も払っているんですよ」「えーっ!」とびっくりした様子の子も…「さあ、少し難しいかもしれないけど、『くるくるコドラ』の紙芝居を見て、税金についてのお勉強をしましょう」では、はじまり!はじまり!

コドラのお母さんの優しい声、黒い大きな雲の太い声、子供たちを引きつけたいと読む方も一所懸命です。

お話の途中で登場するいろんな物に「これは何だろう?」と声をかけると「ピアノ!」「パトカー!救急車!」と、ちゃんと答えが返ってきます。学校にある机やピアノ、公園のブランコ、滑り台をコドラが大きな体で壊しそうになって、心配したお母さんがコドラに言いました。「人間はみんなで集めた税金というお金でいろんな物を買っているのよ。それは一人の物じゃない、みんなの物だから大事に使っているのよ」コドラはやっとわかりました。

「人間の生活って税金で守られているんだね」子供たちの大きな目が紙芝居を見上げています。「これでおしまい、おもしろかった?すこし分かった?」「はーい!」と手を上げる子、うんとうなずく子。「さあ、この後はみんなプールへ行っていいよ」と先生の大きな声、子供たちは暑い外へ飛び出していきました。

私も初めての経験でしたが、子供たちと楽しい時間を過ごすことができました。これを期に少しでも税金の事に関心を持ってくれたらいいなと思います。

学童の子供達!また来年も行くからね!!



# 税に関する絵はがきコンクール 優秀作品

※学年は、平成25年度当時のものです。

最優秀賞



金川小学校 6年  
園田 愛奈 (そのだ まな)

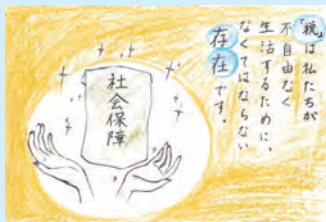


秋月小学校 6年  
鬼塚 晋吾 (おにつか しんご)

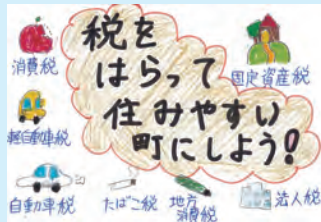


甘木小学校 6年  
内海 瑞月 (うちみ みづき)

優秀賞



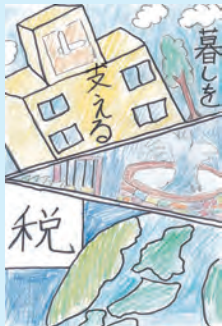
三並小学校 6年  
井口 楓花 (いぐち ふうか)



大福小学校 6年  
井上 聖菜 (いのうえ せいな)



金川小学校 6年  
遠藤 愛佳 (えんどう あいか)



甘木小学校 6年  
古賀 一圭 (こが かずきよ)



三奈木小学校 6年  
福田 里莉 (ふくだ さとり)



馬田小学校 6年  
合原 愛香 (ごうはら まなか)



福田小学校 6年  
山口 星音 (やまぐち あかね)



秋月小学校 6年  
山田 乃彩 (やまだの あ)



甘木小学校 6年  
杉山 友海 (すぎやま ともみ)



甘木小学校 6年  
平田 荘子 (ひらた しょうこ)



中牟田小学校 6年  
本田 咲稀 (ほんだ さき)



甘木小学校 6年  
塚本 麻由 (つかもと まゆ)



杷木小学校 6年  
半田 詩音 (はんだ しおん)



# 租税教室を受講した 小学6年生の感想

アニメを見て、税金で私たちの暮らしは成り立っている事を知った。これまでは、何で税金。とあるんだろうと来年から8%に引き上げ!? そんなの何だ!! と思っていました。でもその皆が 税を納めていて、学校に行くと、税や教員会も、もらえます。税金は何のために使われているのかも知る事ができました。他の国では「ポテトチップス 税」という物があって、面白いなあ、と思いました。税金は、私たちの暮らしになくてはならないものだと思えて感じました。



K.Fさん

私は、税というものをあまり知らないで今日の学習をしました。話を聞いていると、税の種類が、50種類もあることにとってもおどろきました。そして、とちゅうで見た、ビデオ(税金がなくなったら、どうなるのか)のことでとてもびっくりしました。私たちの周りのほとんどのものが税金でまかなわれていたからです。今回のお話を聞いて、まだいふことは税があると思うので調べてみたいと感じました。



M.Hさん

税金はなんのためにあるのか、あまりな所が少しあったけど結果的には自分もさささとなつてお返さるので、やはり税金は大切なものだと思いました。消費税がふえることはさささかふえることだと思つて、4月からも、生活に必要なものを買つていふてまた、知たけれど、今、学校で勉強していることは、税金が聞かれているので、税金は大切なものだと思つています。教科書に「みんなの暮らしを支えている人の期待を、税金にふくまれているお金の一部を、お返ししている」と大切な使いたし、期待(こたえ)かたうにしている。



S.Yさん

もし税金が無かったら どうなるかを説明されると、とても税金の大切さが伝わりました。道路や信号、私達の通う学校も税金でまかなわれていることが分かって、税金のことを身近に感じ、私の使っているものを大切にしようと思えるようになりました。やはり、みんなが気持ちよく安全に安心して暮らしていくには、一人ひとりが協力していく事が大切なんだなと思いました。



M.さん

ぼくは税金をたべないと思つていました。でもこの勉強をして、税金はとても必要だと思つました。また、税金は必要とすつて感じた、税金が何に使われているのかも知れたのが良かったです。でも税金の使い方がどのように決められているのかは、少し分かったけど分からない部分もあつたので、知りたいです。税金が3月上がるけど、初3月上げか理由が知りたいです。この勉強をして良かったです。



S.Mさん

私は今まで税金はあまり必要ではないと思つてました。でも今日の勉強で税金がなくなると大変なんだと分りました。普段、当たり前のように使っているものは、みんながみんながはらつてくれるとすつてびっくりしました。また、税金ははらつたのは大変だけど、とされる人じゃなくて、一回おさめて預けている人たちが取付けている物を取付けて自分に戻つておさめるというのを初めて知りました。とてもいいと思つました。会費かたな物か、ポテトチップスと考えれば税金はみんなではらつてお返ししていることだと思つています。



H.Oさん

# — 守りたい!子供たちの生命と安全 —

## 飛び出し人形の贈呈

管内の交通安全の徹底と児童の安全を車から守ることを目的に、朝倉警察署及び各小学校PTAの協力をいただき危険箇所「飛び出し注意」の人形看板を設置しています。4年間かけて昨年で管内危険箇所260地点の設置が完了しましたが、まだ不足している所や看板の破損などもある為、本年も40体の設置を予定しています。

管内の交通事故がゼロになるよう活動していきます。



## 防犯ブザーの贈呈

安全・安心な地域づくりと児童の安全を守ることを目的に、管内の小学校に入学するすべての新1年生に毎年4月、防犯ブザーを配布しています。平成18年から配布を始めて以来、今年で9回目となり、総計で7100個の防犯ブザーを配布いたしました。

子供たちに対する犯罪防止の為に今後もこの活動を継続してまいります。



防犯ブザーを子供たちへ贈呈



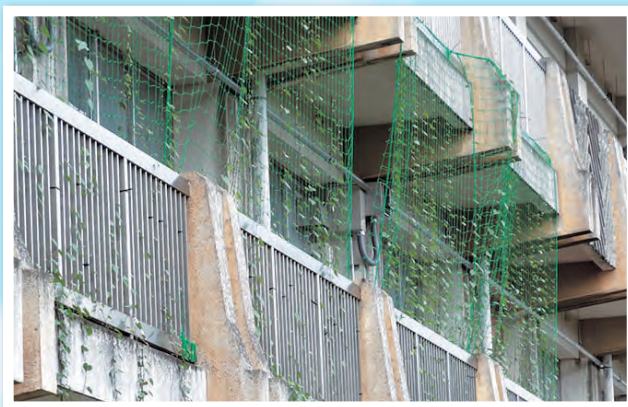
## 緑のカーテンの設置

環境委員会では、今年夜須の東小田小学校に緑のカーテンを設置しました。5月15日、東小田小学校が3年生の授業の一環として「緑のカーテン」の設置授業をとりあげられ、児童たちと作業を行いました。

自分達で取り組んだ事業のため、出来上がった緑のカーテンに期待しているようでした。

又、昨年度に引き続き十文字支部も十文字中学校に、緑のカーテンを設置してくれました。

猛暑が続く中、少しでも子供たちを守ってくれるものと思います。今後も活動を続けていきます。



# 委員会・各支部の活動

— 環境問題にも取り組んでいます! —

研修委員会 / 経営講演会



南陵支部 / 筑後川凧揚げ大会

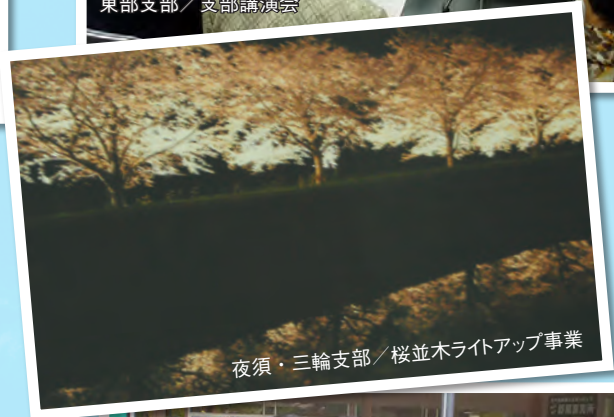
甘木東支部 / 花壇植え替え作業



東部支部 / 支部講演会



環境委員会 / 緑のカーテン設置作業



夜須・三輪支部 / 桜並木ライトアップ事業

女性部会 / 税務研修会



朝倉支部 / プランターの配布



税制委員会 / 税制改正提言活動





十文字支部 / 法人会文庫


# 誤って印紙税を納付した場合、返してもらえるの？

## ～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～


税理士・行政書士 山端 美徳

 **リサ** この間、注文を受けた建物建設工事の注文請書に収入印紙を貼って先方に提出したら、収入印紙の額が多すぎると言われたのですが。


 **サキ先生** 建設工事の注文請書は、通常の請負契約書より印紙税額が軽減されていますよ。ところで、いくら多かったのですか。


 **リサ** 記載金額が1,600万円の注文請書なのですが、15,000円の収入印紙を貼っていました。でも、調べてみると、平成26年4月から平成30年3月までに作成する建設工事の請書は、10,000円に変更になっていました。

以前、先生から「税額が変わるから、注意してね」と言われたのを思い出しました。どうすればいいでしょうか。


 **サキ先生** この場合、作成者である当方において差額分の還付を受けることになります。具体的には、税務署に「印紙税過誤納確認申請書」の提出をすることになりますが、その際、印紙を貼った注文請書を提示する必要がありますので、先方から預かってください。そこで確認を受けることによって、多く納めた5,000円は当方の銀行口座に後日振込入金されることになります。

また、注文請書については、確認印を押印のうえ返却してもらえます。

 **リサ** 還付の手続きはいつまでに行わなければいけないのですか。


 **サキ先生** 印紙を貼り付けた日から5年の間に請求手続きを行わなければいけません。

 **リサ** 今回のように多く納めた場合のほかにも還付請求ができる場合がありますか。

 **サキ先生** 印紙税がかからない文書に誤って印紙を貼った場合や、印紙を貼ったものの契約書の作成途中で書損などにより使用する見込みがなくなった場合なども、還付の対象となります。

ただし、契約書として成立した後に、修正または変更などにより、再度契約書を作成するような場合には、一旦契約が成立しているため、修正または変更前の契約書は還付の対象にはならないので注意してください。

 **リサ** 収入印紙で使用見込みのないものも返してもらえるのですか。

 **サキ先生** 不要になった未使用の収入印紙は、印紙税として還付を受けることはできませんし、郵便局で買い戻しもできません。ただし、郵便局の窓口で手数料を支払って他の額面の収入印紙と交換することができます。

 **リサ** わかりました。

そういえば、領収書に貼る収入印紙も今まで3万円未満が非課税だったのが、平成26年4月以降に交付する場合は5万円未満まで非課税となりましたね。気をつけないと！

### 【筆者紹介】

山端 美徳(やまはた・よしのり)

1963年生まれ。国税庁長官官房事務管理課、東京国税局課税第二部調査部門、同消費税課などを経て、神奈川県相模原市で税理士登録。中小企業を中心に財務・税務サービスを行う。認定経営革新等支援機関。



法人会のビジネスガード  
**Business Guard** *Series*



会員企業をサポートするAIUのリスクソリューション  
企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

政府労災の上乗せ補償制度 **アットワーク ハイパー任意労災**

企業向け第三者賠償保険 **企業賠償保険STARS(スターズ)**

火災と地震災害に備える **プロパティガード+地震対策プラン**

個人情報の漏洩事故対策 **個人情報漏洩対策プラン**

**AIU保険会社**

URL:<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先

〒830-0032

福岡県久留米市東町38-1 大同生命ビル7F

TEL.0942-39-7551 FAX.0942-39-1817

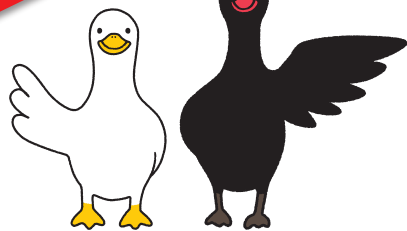
(受付時間:午前9時から午後5時まで/土・日・祝日・年末年始を除く)

久留米支店

この広告は保険の概要をご説明したものです。「地震対策プラン」につきましては、一部お引受できない地域がございます。ご理解、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

法人会会員企業にお勤めの皆様には、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

**新登場!**



がんを含む

病気や  
ケガの  
備えに

— 法人会 —

ちゃんと応える  
**医療保険**

EVER



— 法人会 —

心配な  
「がん」の  
備えに

生きるための  
**がん保険** Days

◎商品の詳細はパンフレット(契約概要)をご覧ください。

(引受保険会社)

**Aflac** アフラック  
(アメリカンファミリー生命保険会社)

福岡総合支社

〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25 キャナルシティ・ビジネスセンタービル10F

法人会フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**

# 二宮尊徳に学ぶ

富田 英壽

紅葉の岩国に行ったおり、錦帯橋近くの古物商で、二宮尊徳（金次郎）のブロンズ像に出会う。格好が良く、容姿端麗で気に入った。所々に緑錆が噴いていて経年のほどを窺わせる。自庭の片隅に置いても良いと買い求めた。懐かしさのあまりの衝動買いである。あとでの意義付けは、孫達の教育のために役に立てばと思うことにした。

昭和の初期に学校の校庭に多く見られたものですが、第二次大戦の戦局の厳しさで、武器砲弾の資材として供出されたものが多いと聞く。これはその時代の嵐をくぐり抜けて生き残ったものだろう。

親孝行で、働き者で家の手伝いのなかつ暇を惜しまず読書し勉強したという、子供の頃得た知識以外は、金次郎については全く知らなかった。

二宮金次郎は、江戸時代後期の農政家。1787（天明7）年に神奈川県小田原市栢山の農家の長男に生まれる。裕福な農家であったが父の病気と洪水で家が傾き、早くから父母に死別する。兄弟は親戚に分散、二宮家伝来の田畑は全て人手に渡る。17歳の時、用水路の空き地に捨て苗を植えて米1俵を収穫し、「小を積んで大を為す」ことを実感したという。苦難の末に24歳で、1町4反歩の農地を所持し一家の再興に成功する。小田原藩の武家をはじめ諸家の再建に尽力したが、その方法は報徳仕法として他の模範となる。

報徳精神とは、全ての人、物に徳（値打ち）がある。全ての徳に感謝して、大切にしよう。そのために四つのことを実行するというものです。

- 一、勤労（人が自分のためばかりに働くのは勤労とは言わない。一生懸命働いて、人や社会の役に立とう）
- 二、儉約（物を大切に、無駄のないようにしよう）
- 三、分度（勤勉のために生活の糧が得られても、明日のため、有事の用に備えておかねばならない。この目的をもって節約をすることを「分度を立てる」という。収入の半分で生計を立て、残りの4分の1を家族肉親のための蓄財と臨時費にあてる。最後の4分の1を社会のために蓄える）
- 四、推譲（奉仕の実践である。分度生活の結果生ずる余剰の衣食住の物品を他に「譲る」ことに加えて、お金、地位、知恵、技術、体力、精神等も人や社会のために使おう）

尊徳は言う「奪うに益無く、譲るに徳あり 譲るに益あり、奪うに益なし」と。

戦前は、二宮金次郎の銅像は全国の学校に建立され、修身道徳の範とされました。戦後になってからは、思想の変化で殆どのものが、壊され撤去されたようです。なかには、PTAの親達からは、金次郎のように本を読みながら歩くと、交通事故で危ないと撤去運動もあった由です。

しかし、また最近では尊徳の報徳思想が見直され道徳教育の必要性から、あちこちの学校で設置されているようです。私の地元の甘木小学校でも3年前、立派な尊徳石像が建立されました。

今世間では、人のことより自分のことしか考えないような風潮が目につきますが、尊徳を見習って、思いやりをもって、人のため、世のために役に立つように生きていかなければならないと思います。

また、「経済なき道徳は戯言であり、道徳なき経済は犯罪である」という尊徳の訓言は、私ども経営者は、常に心しておく大切な言葉です。



著者プロフィール

富田 英壽（とみた ひでひさ）

- ・昭和12年2月3日生まれ
- ・現住所：福岡県朝倉市甘木1971-2
- ・久留米大学医学部卒 医学博士
- ・現在 医療法人 富田耳鼻咽喉科医院 理事長
- ・主な著書 『その時どきに心をこめて』  
『天然痘予防に挑んだ秋月藩医 緒方春朔』  
『「めまい」はどうしておこるの』

# リフレッシュしましょう

## ～健康と音楽～

甘木朝倉法人会 会員 澤田 美津子

現代人は、様々なストレスの中で日々生活をしていると言われていますが、毎日のお仕事で疲れが溜まっていますか？

近くの公園へ出かけて森林浴したり、小川のせせらぎに耳を傾けたりできれば何よりですが、それもままならない時は音楽を聴いてリフレッシュしてみましょう。

耳から入る音楽は体中のリズムと影響しあって、脳や自律神経に作用し、溜まってしまったストレスホルモンを減少させる効果があることが確認されています。


リフレッシュ効果を得るためには、ジャンルは問わず自分の好きな曲を聴くのが良いのですが、今の自分の気分の状態にあった音楽を選んで聴くことが大切です。


同質の原理と言って、気分の沈んだ時には静かな曲を、楽しい時には陽気な曲をというように聴いてみましょう。

おすすめの第一番はクラシック。クラシック音楽がストレス解消に良いと言われるのは、歌詞を追わず音だけに集中できることから無心になれ、リラックス効果が得られやすいからです。

また聴くだけでなく自分が演奏する場合でも同様のストレス解消効果が得られるとのこと。カラオケで熱唱してスッキリしたという経験も音楽のストレス解消パワーの証明でしょう。

忙しい生活に追われてストレスいっぱいの毎日ですが、『あさくらの風』を読み終えたら、ラジオをつける、CDを聴くといったちょっとした気分転換で、心と身体に栄養を与えたいものですね。

<h1>穴熊。</h1>					<p><b>穴熊とは二重の防御により王将を守り抜く、最も堅牢と言われる将棋の戦術の一つ。経営者を守る幾重もの安心を「経営者大型総合保障制度」はご提供します。</b></p> <p>※保障の組み合わせには、所定の制限があります。保障内容について、詳しくは「設計書(契約概要)」「ご契約のしおり」「約款」を必ずごらんください。</p> <p style="text-align: right;">  </p> <p>法人会会員のみなさまに</p> <p><b>経営者大型総合保障制度</b></p> <p><b>企業保障プラン 総合型V</b></p> <p>(大同生命の定期保険 + AIUのベーシック傷害保険)</p>
		手術保障		傷害通院保障	
	傷害後遺障害保障	傷害休業保障	疾病入院医療費用保障	入院保障	
	死亡保障	高度障害保障	傷害医療費用保障		
社長	事業承継相談費用保障	疾病入院療養一時金保障			

 **大同生命**
 **AIU保険会社**

久留米支社/久留米市東町38-1 (大同生命久留米ビル3F) TEL 0942-32-4306
久留米支店/福岡県久留米市東町38-1 (大同生命久留米ビル7F) TEL 0942-39-7551

◎この資料は平成26年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。  
◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。  
◎この広告には、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-25-1010(平成26年3月11日)

# —— 法人会加入のおすすめ ——

## 〈法人会の主な活動〉

- 税制改正に関する要望ならびに陳情活動
- 税の啓発・租税教育活動
- 経営や税務・一般教養等の研修会の開催
- 地域に密着した社会貢献活動
- 経営(者)支援のための活動
- 情報誌や各種参考資料の配布
- 会員相互(異業種)の交流
- 経営者・従業員のための福利厚生制度の推進



## ☆法人会に加入すると、こんなメリットがあります☆

- 1 さまざまな業種の人との出会いは、新しい仕事のつながりを生み出します。
- 2 正しい税知識を身につけられ、節税に役立ちます。
- 3 最新の税制ニュースや経営・経済などの情報を得ることができ、直接会社経営に役立ちます。
- 4 経営法律無料相談や優遇貸出金利で金融機関の融資が受けられます。
- 5 経営者の健康管理のための健康診断(人間ドック)が、助成金付きで受けられます。
- 6 法人会独自の充実した福利厚生制度をご利用いただけます。
- 7 法人会の社会貢献活動に参加することにより、地域のお役に立つことができます。

入会のお申し込み・お問い合わせは

### 公益社団法人 甘木朝倉法人会

〒838-0068 福岡県朝倉市甘木 955-11 朝倉商工会議所会館 3F  
Tel(0946)24-5757 Fax(0946)23-2844

●編集・発行／公益社団法人 甘木朝倉法人会

〒838-0068 福岡県朝倉市甘木955-11 朝倉商工会議所会館3F  
Tel.0946-24-5757 Fax.0946-23-2844

●発行日／平成26年9月15日(第57号)

●印刷・製本／井上紙工印刷株式会社

〒838-0015 福岡県朝倉市持丸625-1 Tel.0946-22-3951